

### ストップ・ザ・交通事故死!

-めざせ 安全で安心な 北海道-

#### 日高町の交通事故件数

○発生件数 ○傷 者 数 2019年6月30日現在 ※日高自動車道の事故を含む

# 『思いやりでつくる地域の交通安全

### ☆飲酒運転一生台無し!

- 「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識を一人一人が強く持ちましょう。
- ・飲酒運転は悪質な犯罪であるという認識を持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

## ☆夏休み期間中の交通事故防止!

#### 運転者は

- ・子どもや高齢者を見たら、飛び出し等を予測し、徐行するなど思い やりのある運転をしましょう。
- ・歩行者の安全確認だけでなく、バイク等の有無を確認しましょう。
- ・スピードの出し過ぎや、無理な追い越しは絶対にやめましょう。

#### 歩行者や同乗者は

- 子どもたちは道路で遊ぶのはやめましょう。
- ・車で出かけるときは、全ての座席のシートベルト、チャイルドシー トを正しく着用しているか、みんなで確かめましょう。
- ・夕方や夜間は、運転者が歩行者を発見しずらくなり注意が必要です。 夜行反射材や明るい服装の着用を心掛けましょう。





7月1日 こぐまクラブ交通安全教室

#### 自転車に乗る人は

- ・自転車は車の仲間です。交通ルールを守り、安全確認をして乗りましょう。
- ・ヘルメットを着用して乗りましょう。

## 毎月15日は道民交通安全の日

# 安全運転のポイント

(脇見はしない) 号を守る 席 ル K ダ ワ 交 通 事 故 は 他 人 事 で は な い

> 夏の行楽期の交通安全運動 日(木)~8月10日(土)

お問い合わせ先:日高町役場 住民課 電話 01456-2-6182

# ペットの飼育マナーについて

犬や猫などのペットを飼うことは、動物の命を預かることであり、非常に大きな責任を伴います。 また、ご近所のすべての人が犬・猫などのペットが好きな方とも限りません。

飼い主は周囲への迷惑や危害を及ぼさない心配りが大切です。

飼い主としての責任やマナーを十分に自覚して、正しい飼い方をしましょう。

## 犬を放さないで!

- ・犬の放し飼いは条例で禁止されています。
- ・放し飼いは、人や家畜への噛みつき事故を起こ したり、迷子、交通事故などの様々な事件や事故 の原因となります。

犬はつなぎ、または檻や室内で飼いましょう。

- ・散歩は必ず引き綱などでつなぎましょう。
- ・飼い犬が行方不明になった場合は、すぐに捜索 し、役場にも連絡しましょう。

## ペットのフンは飼い主の責任!

- ・排便(尿)のしつけをしましょう。
- ・屋外の排便(尿)の処理は飼い主のマナー。
- ・散歩時は処理用ビーニル袋など忘れずに。

## ペットに愛情を持って!

- 度に運動をさせましょう。
- ・動物の種類や習性にあった飼養施設で飼いま 迷惑をかけます。
- ・飼養施設は常に清潔にし、悪臭や害虫の発生を ことになります。 防ぎましょう。

## 犬は登録と狂犬病予防注射!

- ・犬の飼い主は室内飼育・屋外飼育に関係なく、 法律による次の義務があります。
  - ○町への登録(犬の生涯に1回の登録)
  - ○狂犬病予防注射(年1回の実施と予防注射済 票の手続き)
- ・登録鑑札・注射済票を首輪に付けましょう。
- ・鑑札を首輪につけると飼い犬が保護されたとき に、飼い主へ連絡がすぐに行きます。

## 猫は室内飼育を!

猫の放し飼いはご近所の敷地内を汚すトラブル、 飼い主の望まない自由な繁殖、不幸な事故や感染 症の原因になります。

# 野良にエサを与えないで!

- ・動物の発育状況に合わせたエサや水を与え、適一・野良犬、野良猫の餌付けは、その場所に住み着 いて大繁殖し、不幸な動物を増やし、また周囲に
  - ・エサを与えることは、飼い主と同じ責任を負う

# 絶対に捨てないで!

- ・ペットを捨てることは法律で禁止されています。
- ・ペットを飼うと、そのペットを終生飼い続ける義務が生じます。
- ・ペットの子を望まないのなら、去勢・避妊手術などで未然に防ぎましょう。
- ・万が一、途中で飼えなくなった場合は、責任持って新しい飼い主を探しましょう。



○お問い合わせ先○

日高町役場 住民課 環境生活・アイヌ政策グループ 電話01456-2-6182

日高総合支所 地域経済課 水環境グループ 電話01457-6-2024